

男女共同参画センターえーる

事業概要

(令和7年度事業実績)



練馬区 総務部 人権・男女共同参画課

この冊子は、練馬区立男女共同参画センターえーるの令和7年度事業実績を取りまとめ、事業概要として作成したものです。男女共同参画センターえーるの事業をご理解いただくための資料としてご活用していただけると幸いです。

令和8年8月

練馬区総務部人権・男女共同参画課

目 次

【施設のあらまし】

1 設置目的.....	1
2 施設等の沿革.....	1
3 施設の概要.....	2

【事業のあらまし】

I 男女共同参画の学習および交流推進事業.....	4
1 男女共同参画講座.....	4
2 区民企画講座.....	6
3 出前講座.....	7
4 映画上映会.....	7
5 デジタルスキル習得講座.....	7
6 男女共同参画センターえーるフェスティバル.....	8
II 男女共同参画団体等に対する活動の場の提供に関する事業.....	10
1 貸出施設の利用(会議室等および付帯設備).....	10
2 利用状況.....	12
III 相談事業.....	14
1 事業内容.....	14
2 相談実績.....	15
IV 男女共同参画に関する調査・研究、資料収集、情報提供事業等.....	18
1 事業内容.....	18
2 図書・資料室案内.....	18
3 図書・資料室利用状況.....	19
4 情報提供.....	19
5 保育付きブックタイム事業.....	20

【資料】

1 練馬区立男女共同参画センター条例.....	21
2 練馬区立男女共同参画センター運営委員会設置要綱.....	26
3 男女共同参画センター運営委員会開催状況.....	28

施設のあらまし

1 設置目的

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とします。

2 施設等の沿革

昭和55年(1980年)	「練馬区婦人問題連絡協議会」設置(企画部)
昭和56年(1981年)	区民活動課婦人問題担当主査設置 区立婦人会館に関する陳情書採択
昭和57年(1982年)	「婦人問題懇談会」設置
昭和60年(1985年)	「練馬区婦人行動計画」策定 練馬区婦人問題懇談会提言「練馬区立婦人会館の建設・管理運営についての基本的な考え方について」
昭和62年(1987年)	練馬区立婦人会館開館
昭和63年(1988年)	婦人会館運営委員会設置
平成3年(1991年)	「練馬区女性行動計画(改定)」策定 女性課設置 練馬区立婦人会館を練馬区立練馬女性センターに改称
平成8年(1996年)	「練馬区第3次女性行動計画」策定
平成11年(1999年)	組織改正により女性課の所属が生活文化部から総務部に変更
平成13年(2001年)	「練馬区男女共同参画計画」策定
平成14年(2002年)	女性課と同和対策担当課を統合し、人権・男女共同参画課に組織改正
平成18年(2006年)	練馬区公共施設予約システム導入 窓口業務と施設の管理業務を指定管理者へ移行 「第2次練馬区男女共同参画計画」策定
平成20年(2008年)	練馬女性センターの愛称「えーる」を、施設の名称と併せて使用開始
平成22年(2010年)	練馬区立男女共同参画センターに改称、愛称「えーる」は継続
平成23年(2011年)	「第3次練馬区男女共同参画計画」策定
平成24年(2012年)	講座等事業の業務を指定管理者へ移行
平成26年(2014年)	練馬区配偶者暴力相談支援センターの機能整備
平成28年(2016年)	「第4次練馬区男女共同参画計画」策定
平成29年(2017年)	相談体制変更、性的マイノリティに関する相談を開設
平成30年(2018年)	女性のための就活応援コーナー開設
令和2年(2020年)	「第5次練馬区男女共同参画計画」策定
令和4年(2022年)	相談体制変更、男性のための相談(電話相談)を開設
令和7年(2025年)	「第6次練馬区男女共同参画計画」策定

3 施設の概要

- (1) 名称 練馬区立男女共同参画センターえーる
- (2) 所在地 東京都練馬区石神井町八丁目1番10号
- (3) 構造・規模 鉄筋コンクリート造3階建
(石神井町つつじ保育園、石神井町学童クラブ、都営住宅を併設)
男女共同参画センター部分の延床面積
1,676㎡ (1階349㎡、2階884㎡、3階443㎡)
- (4) 開館 昭和62年(1987年)4月1日
- (5) 開館時間 午前9時から午後9時30分まで
- (6) 休館日 年末年始(12月29日から1月3日)、点検・清掃等による臨時休館
- (7) 運営委員会 運営にあたって、広く区民の意見を反映させるため「練馬区立男女共同参画センター運営委員会」を設置
委員数 20名程度 任期 2年

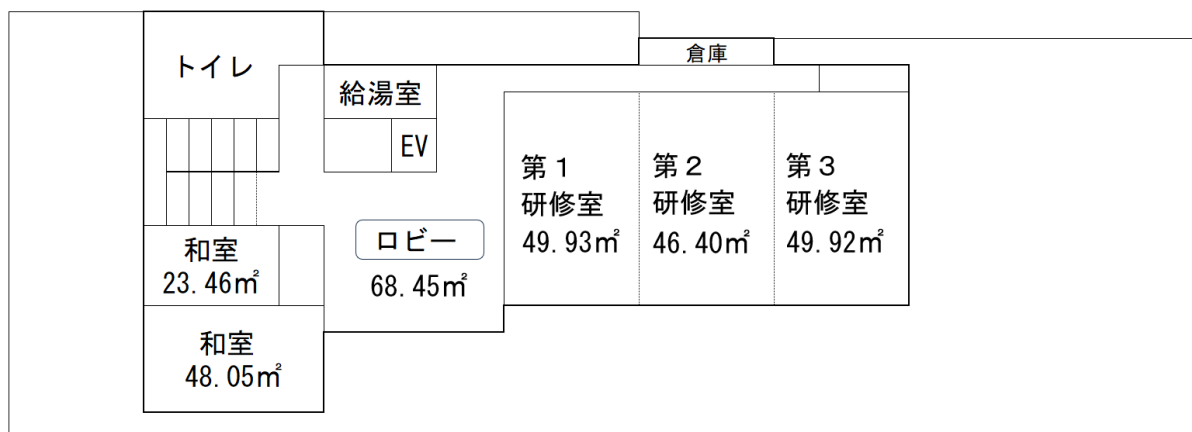
(8) 施設の内容

階数	施設名	定員	利用種目等
3階	第1研修室	30人	講座、講演会、会議等
	第2研修室	24人	※パーティションを外して利用する場合、椅子のみで150人まで利用可能
	第3研修室	30人	
	和室(小)	12人	学習会、会議等
	和室(大)	24人	
	ロビー	-	
2階	視聴覚室	45人	講座、講演会、映画会、人形劇、コーラス、会議等 ※付帯設備は、ピアノ、ビデオプロジェクター ※椅子のみで80人まで利用可能
	録音室	10人	会議等
	会議室	30人	会議等
	保育室	-	講座・講演会の一時保育 ※子ども用机・椅子、ベビーベッド、遊具等あり
	図書・資料室	-	閲覧席9席、児童書コーナー
	就活応援コーナー	-	
	授乳コーナー	-	
	ロビー	-	
1階	相談室	-	個別相談室3室、相談コーナー
	事務室	-	

※1階を除く全部屋・就活応援コーナーに無料Wi-Fi設置。

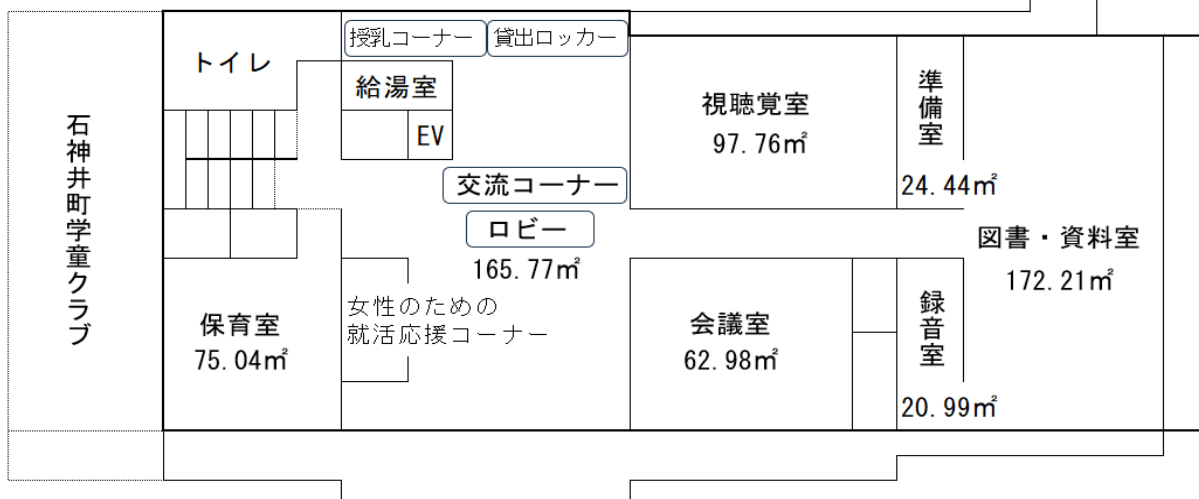
(9) 平面図

3 階

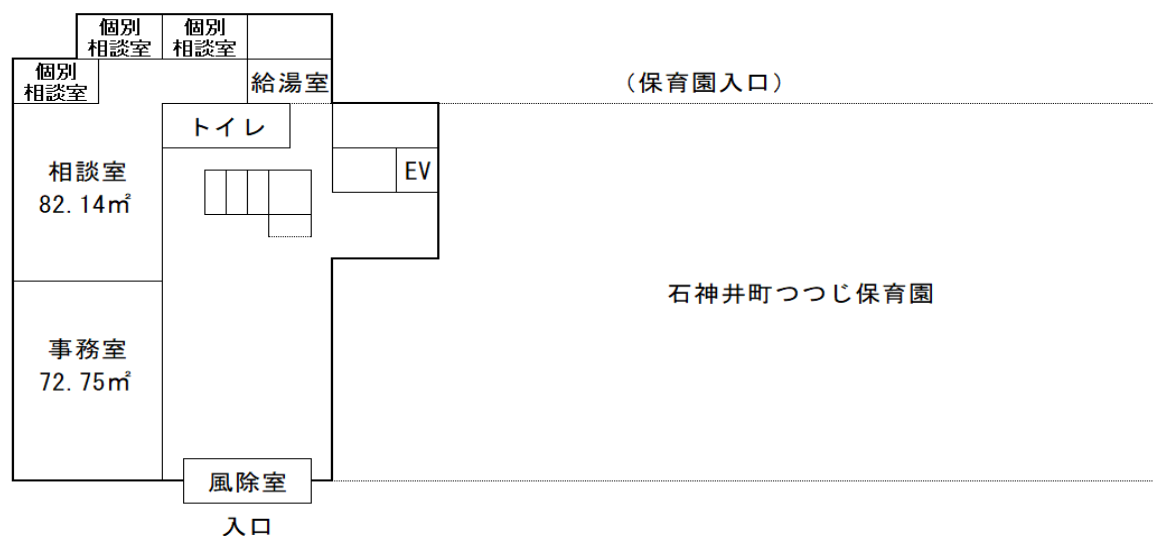


2 階

(学童入口)



1 階



事業のあらまし

I 男女共同参画の学習および交流推進事業

1 男女共同参画講座

講座名	実施日	参加人数	保育人数	講師
(1) ひきこもりがちなココロをつなぐ わたしの「これからライフ」2025 Part I「ゆるヨガ女子会」	4月22日(火) 午前10時～正午	12	0	滝沢菜穂 (全米ヨガアライアンス RYT200)
	5月20日(火) 午前10時～正午	11	1	
	6月24日(火) 午前10時～正午	12	0	
(2) ひきこもりがちなココロをつなぐ わたしの「これからライフ」2025 Part II「ゆるヨガ女子会」	12月11日(木) 午前10時～正午	6	0	
	1月15日(木) 午前10時～正午	7	1	
	2月8日(日) 午前10時～正午	4	1	
(3) 就職活動や地域活動をしている 女性のためのパソコン講座 「ワード」	5月29日(木) 午後1時30分～ 4時30分	10	0	後藤悦子 (MOSインストラクター)
	10月1日(水) 午後2時～5時	10	0	
	1月8日(木) 午後1時30分～ 4時30分	10	0	
(4) 就職活動や地域活動をしている 女性のためのパソコン講座 「エクセル基礎」	6月19日(木) 午後1時30分～ 4時30分	10	0	
	10月16日(木) 午後1時30分～ 4時30分	10	0	
	1月21日(木) 午後1時30分～ 4時30分	10	0	
(5) 就職活動や地域活動をしている 女性のためのパソコン講座 「エクセル実践」	6月26日(木) 午後1時30分～ 4時30分	10	0	
	10月22日(木) 午後2時～5時	10	0	
	1月29日(木) 午後1時30分～ 4時30分	10	0	
(6) 就職活動や地域活動をしている 女性のためのパソコン講座 「パワーポイント」	7月3日(木) 午後1時30分～ 4時30分	10	0	
	11月13日(木) 午後1時30分～ 4時30分	10	0	
	2月18日(水) 午後1時30分～ 4時30分	10	0	

講座名	実施日	参加人数	保育人数	講師
(7) 子育て中のわたしをみつめる 「子育てママのポレポレ塾2025」	9月5日(金) 午前10時～正午	5	2	知久朋美 (ちえぶら更年期ライフ デザインファシリテーター)ほか
	9月19日(金) 午前10時～正午	5	3	
	10月3日(金) 午前10時～正午	3	2	
	10月24日(金) 午前10時～正午	2	2	
	11月7日(金) 午前10時～正午	4	3	
(8) 子育て世代の就活講座 ～自分に合った働き方で就職！～	9月9日(火) 午前10時～正午	26	5	ハローワーク池袋 マザーズコーナー就職 支援ナビゲーター(子育て 支援担当)
(9) 子育て世代の就活講座 ～面接に役立つビジネスマナー セミナー～	10月17日(金) 午前10時～ 午後0時30分	19	2	坪田まり子 (プロフェッショナル・キ ャリア・カウンセラー®)
(10) 子育て世代の就活講座 ～未来の教育費と働き方を考える～	1月23日(金) 午前10時～正午	27	10	羽石乃理子 (社会保険労務士)
(11) プチ起業講座 ～好きなこと、得意なことをビジネス に！～	10月2日(木) 午前10時～正午	21	2	古屋由美子 (中小企業診断士)
	10月23日(木) 午前10時～正午	17	3	
	11月6日(木) 午前10時～正午	20	2	
(12) 人生半ば世代からのキャリアデザイ ン ～エゴグラム診断で知る自分の強み を活かす！～	11月18日(火) 午前10時～正午	18	2	井上訓子 (1級キャリアコンサルテ ィング技能士)
	11月25日(火) 午前10時～正午	15	1	
(13) 【動画視聴】 ワーク・ライフ・バランスセミナー ～人と組織がともに成長する、 持続的な経営を目指して～	12月1日(月) ～1月31日(土) オンデマンド配信	22	—	一ノ瀬史子 (社会保険労務士、キャ リアコンサルタント)
(14) 父と子の体操教室 パパと一緒に！元気いっぱい体 を動かそう！	1月25日(日) 午前10時～ 11時30分	28	3	小畑真吾 (BPプロジェクトCC、幼 児体育指導員)
(15) えーる防災講座 在宅避難を学ぼう	1月31日(土) 午後2時～4時	27	1	
(16) ひきこもりUX女子会for Youth @えーる	2月19日(木) 午後2時～4時	9	0	(一社)ひきこもりUX会 議
(17) 男性向け講座 令和パパのための家族コミュニケー ション講座 ～パパだって頑張ってるぜ！～	2月28日(土) 午前10時～正午	2	1	くぼあやの (こねくとういず副代表)
(18) いい夫婦ってなんだ？ ～揉め上手になる方法～	3月17日(火) 午前10時～正午	16	4	
合計		458	51	

2 区民企画講座

練馬区内で男女共同参画に関する活動に取り組む団体が企画運営する講座で、その活動を通して区内の男女共同参画の推進を図ることや啓発の担い手としての地域の人材を育成することを目的として実施するものです。

講座名	実施日	参加人数	保育人数	講師	企画団体
(1) 親子で学ぶ 男のからだ・女のからだ ～ゆっくり育つ子どものために～	5月31日(土) 午後1時30分～2時30分	11	0	慶野直美 (旭出学園校長)	旭出学園 でまえ教室
	5月31日(土) 午後3時～4時	16	0		
(2) 即実践！ちょっとしたコツ で更年期を心地よく迎えよう！	6月11日(水) 午前10時～正午	6	—	小宮知子 ((一社)体力メンテナ ンス協会認定 産後指導員)ほか	collet (コレット)
	7月9日(水) 午前10時～正午	8	—		
(3) 女性のための即興アート 体験 ～音楽と造形によるセルフ ケア～	7月27日(日) 午前10時～正午	25	1	倉石聡子 (アートセラピスト・ 臨床心理士)ほか	子どものための音 楽治療サークル 「音の輪」
(4) こころのケア講座 ①DV・モラハラの加害者 とは？ ②DV・トラウマの理解と 立ち直りのヒント	①9月7日(日) 午後2時～3時10分	5	1	加藤万里子 (レジリエンス・フ ァシリテーター)ほ か	WSY
	②9月28日(日) 午後2時～3時10分	10	2		
(5) これからを生きる断捨離 ⑧式エンディングノートセ ミナー	10月5日(日) 午後2時～4時	27	—	木村さちこ (やましたひでこ 公認断捨離トレ ーナー)	東京練馬断捨離会
(6) 「やめる」から始める私ら しいライフキャリア講座	10月26日(日) 午前10時～正午	10	0	後藤悦子 (NPO法人Mプラ グライフキャリアフ ァシリテーター)	自分らしいアクテ イブライフを考え る会
(7) 大切な人の健康を守るた めに知っておきたい ～男性更年期講座～	11月9日(日) 午後2時～4時	7	1	知久朋美 (保健師・更年期 ケアのちえぶら認 定講師)	ハッピーメノポー ズ
(8) セカンドライフに向けた ①生前整理講座 ②健康講座	①11月23日(日) 午前10時～正午	32	—	西岡恭史 (就活アドバイザー) ほか	これからっとラボ in練馬
	②12月7日(日) 午前10時～正午	19	—		
合計		176	5		

3 出前講座

男女共同参画センターえーるでは、小・中学校や地域団体などへ出張する出前講座を実施しています。「デートDV防止」「LGBT」などの様々なテーマの講座を開催しています。

講座名	出前先	実施日	参加人数
デートDVを学ぼう (1) ～自分も相手も大事にできる関係づくりのために～	開進第四中学校	6月11日(水) 午後1時30分～ 2時20分	153 (生徒146、 教職員7)
	豊玉第二中学校	1月19日(月) 午後1時30分～ 2時20分	236 (生徒216、 教職員20)
(2) 女性の人權	南町小学校	10月16日(木) 午前10時45分～ 11時30分	53 (児童)
(3) いのちの授業(性教育)	練馬区立中学校 教育研究会	11月5日(水) 午後2時30分～4時	22 (教職員等)
(4) 男女共同参画基礎講座	シニアクラブ 石神友和会	11月10日(月) 午前10時～11時	18
(5) 地域で暮らす更年期の年代の女性の健康と生活を支える取組	(一社)練馬区 薬剤師会	2月14日(土) 午後6時～7時	18
合計			500

4 映画上映会

映画名	実施日	参加人数	保育人数
えーるシネマサロン (1) 夏休み親子上映会 「僕のワンドフル・ライフ」	8月22日(金) 午前10時～正午	33	—
	8月22日(金) 午後1時30分～ 3時30分	27	1
(2) えーるシネマサロン 「アイ・コンタクト」 ～もうひとつのなでしこジャパン ろう者女子サッカー～	11月9日(日) 午前10時～正午	18	1
合計		78	2

5 デジタルスキル習得講座

講座名	コース名	受講期間	参加人数
(1) オンラインで学ぶ！女性向け デジタルスキルアップ塾	①PCスキル実践コース	7月～10月	30
	②Webマーケティングコース	7月～1月	30
	③必要なスキルを学ぶeラーニングコース	7月～3月	440
合計			500

6 男女共同参画センターえーるフェスティバル

「2025えーるフェスティバル～みんなで！ふれてみよう！～」を6月7日(土)～6月8日(日)に開催しました。

フェスティバルは、区民が男女共同参画の意識を深める機会とするとともに、日頃、男女共同参画センターえーるで活動するサークルの成果の発表と、年齢・性別を問わず、気軽に区民が参加・交流できる場の提供を目的として、男女共同参画センター運営委員会委員および公募によるフェスティバル実行委員会と区が共催して、毎年実施しています。

開催日・来館者数

開催日	来館者数
6月7日(土)	615
6月8日(日)	719
合 計	1,334

特別講演会

講演名	講師	開催日	参加人数	保育人数
挑戦する勇氣 ～背中を押してくれた大切な人の言葉～	林家つる子 (落語家)	6月7日(土) 午前10時30分～ 午後0時30分	180	1

実行委員企画ワークショップ

イベント名	開催日	参加人数
わたしにもあるかも？ アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)	6月7日(土)午後3時30分～4時40分	9
	6月8日(日)午前10時40分～11時50分	9
在宅避難のススメ ～よーいドン！備えと心構え～	6月7日(土)午後1時30分～2時40分	20
	6月8日(日)午後1時30分～3時	33
ありのままのあなたに ～絵本の読み聞かせ＆工作ワークショップ～	6月7日(土)午後1時30分～3時	45
	6月8日(日)午前10時40分～午後0時10分	65

ミニステージ

イベント名	出演者	開催日
太鼓演奏	せんばジュニア	6月7日(土)午前10時～
金管楽器演奏	上石神井北小学校 金管バンドクラブ	6月8日(日)午前10時～

体験コーナー

体験コーナー名	開催日	企画団体
絵手紙	6月7日(土)午前10時～正午	新日本婦人の会練馬支部
半幅帯結び体験	6月8日(日)午前10時～正午	着付サークルもえぎ
花の贈り物	6月8日(日)午後2時～4時	フラワーアレンジメント「Kの会」

ステージ発表 19団体

参加団体
(1) Aloha(フラダンス)
(2) 英語の歌の会 シャルウィ SING(英語の歌)
(3) コール・セピア(合唱)
(4) 石神井公園トーンチャイムサークル(トーンチャイム演奏)
(5) 女声合唱団 こーる・ぽぷり(合唱)
(6) 女性合唱団 コーロ・いずみwithコール・ブルンネン(合唱)
(7) 千夜一夜座 朗読教室(朗読)
(8) 練馬区民生児童委員混声合唱団ヴォール(合唱)
(9) 練馬弦楽アンサンブル(弦楽合奏)
(10) 花朗読の会(朗読)
(11) 光が丘マジッククラブ(マジック)
(12) ハウナリ フラ(フラダンス)
(13) ピリナ レアレア フラ スタジオ(フラダンス)
(14) Fetia(タヒチアンダンス)
(15) ベーシックコーラス(合唱)
(16) みくの会(合唱)
(17) レア・カレヴァ パニニ オ カプナホウ(フラダンス)
(18) 朗読サークルかたらい(朗読劇)
(19) ワイナニ・フラススタジオ(フラダンス)

館内展示 17団体

参加団体
(1) ♪(アイ)女性会議 練馬支部(ポスター)
(2) NPO法人ハッピーひろば(団体活動紹介パネル)
(3) 着付サークルもえぎ(帯結び展示)
(4) 景行書道会(書作品)
(5) 皓仙書道会(書道掛軸・額)
(6) サイエンスカフェねりま(団体活動紹介パネル)
(7) CPCクラブ(写真)
(8) 石神井障害者地域生活支援センター ういんぐ(団体活動紹介パネル)
(9) 新日本婦人の会 練馬支部(団体活動紹介パネル)
(10) ちくちく手づくりの会(布おもちゃ)
(11) 練馬助産師会(パネル)
(12) ねりま若者サポートステーション・居場所(団体活動紹介パネル)
(13) ひとねっと(団体活動紹介パネル)
(14) フラワーアレンジメント「Kの会」(花の作品)
(15) 松の実会(文化刺繍)
(16) 和紙絵画草美会(和紙絵画)
(17) 練馬区男女共同参画推進懇談会(パネル)

Ⅱ 男女共同参画団体等に対する活動の場の提供に関する事業

1 貸出施設の利用(会議室等および付帯設備)

(1) 利用対象

練馬区に在住・在勤または在学している方、およびこれらの方を主な構成員とする団体。

(2) 利用申請

【受付開始日】

登録団体: 利用日の2か月前の月の1日から

上記以外: 利用日の2か月前の月の25日から

【受付時間】

24時間(メンテナンス時間を除く)

※メンテナンス時間: 毎月26日午前0時～午前7時

※先行・空き枠予約初日は午前9時から申込み可能

(3) 施設および付帯設備使用料(令和8年3月31日現在)

	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～21時30分)	1時間単位
会 議 室	1,800円	2,400円	2,100円	600円
視 聴 覚 室	3,300円	4,400円	3,900円	1,100円
第 1 研 修 室	1,200円	1600円	1400円	400円
第 2 研 修 室	1,200円	1600円	1400円	400円
第 3 研 修 室	1,200円	1600円	1400円	400円
和 室 (小)	600円	800円	700円	200円
和 室 (大)	1,200円	1600円	1400円	400円
録 音 室	600円	800円	700円	200円
保 育 室	900円	1,200円	1,100円	300円
保育室(目的外)	2,100円	2,800円	2,500円	700円
ピ ア ノ	各時間帯につき 1,000円			200円
ビデオプロジェクター	各時間帯につき 1,000円			200円

(4)男女共同参画センター登録団体

男女共同参画センター登録団体は、施設料、付帯設備使用料が減額されます。

【団体登録要件】

- ①男女共同参画センターの設置目的(男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現)に寄与する団体であること
- ②団体の構成員が10人以上であること
- ③団体の構成員の7割以上が、区内在住、在勤、在学であること
- ④団体の代表者が練馬区民であること

【登録申請】

登録申請書に団体規約(会則)、活動報告書、活動計画書、会員名簿を添付して申請する。

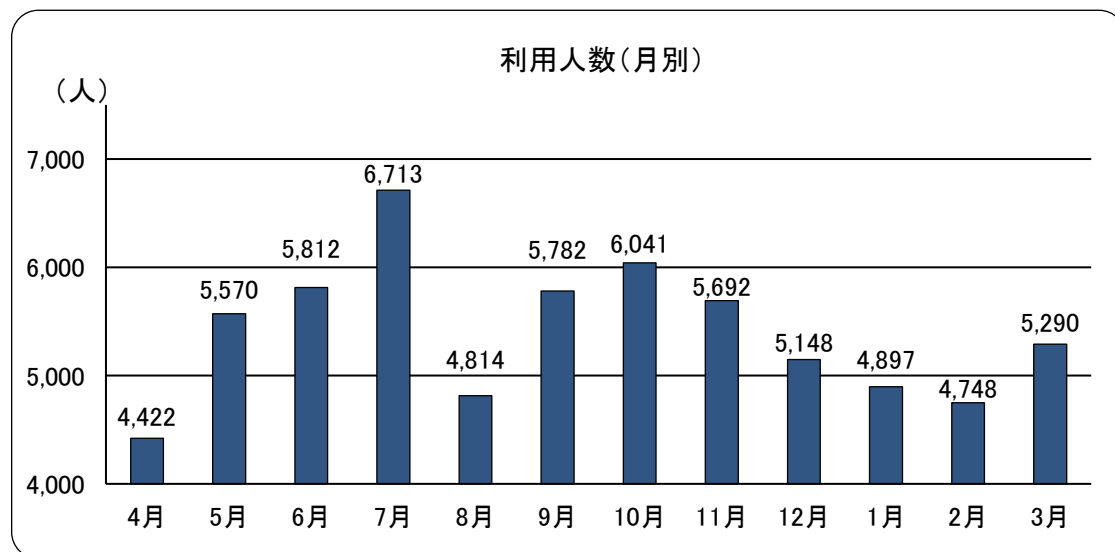
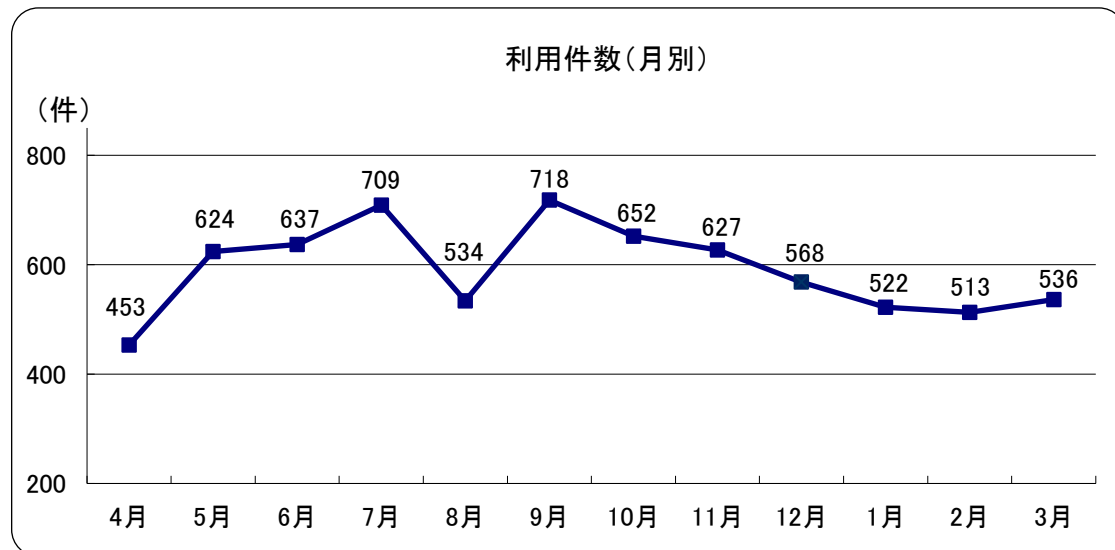
登録団体(令和8年3月31日現在)

	区 分		団体数
I	人権・男女平等に関する活動団体	男女平等・女性史・ワークライフバランスなどの研究・学習・活動	13
II	地域活動団体	障害者・子育て・青少年・高齢者支援などの活動	63
III	文化・学習等に関する活動団体	語学・歴史・外国文化の学習・合唱などを通して男女共同参画社会実現を目指す活動	137
合 計			213

2 利用状況(令和7年度)

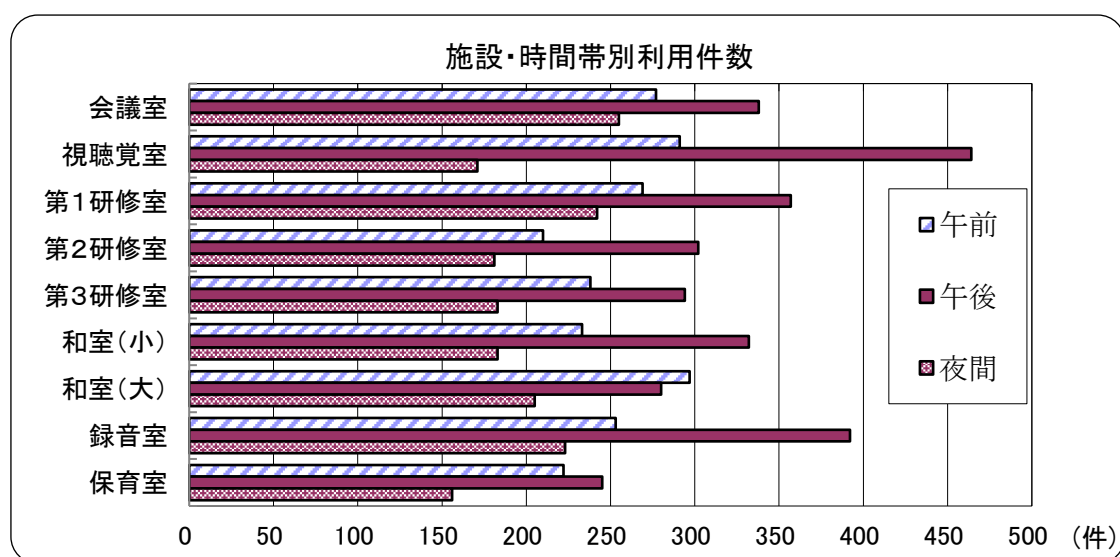
(1) 月別・時間帯別利用状況(交流コーナーの利用者を除く)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
午前	件数	157	203	211	233	170	242	210	196	190	165	156	157	2,290
	人数	1,221	1,630	1,743	1,983	1,439	1,854	1,717	1,633	1,580	1,427	1,379	1,417	19,023
午後	件数	202	269	264	288	222	295	273	268	233	222	224	244	3,004
	人数	1,941	2,339	2,414	2,816	1,962	2,416	2,597	2,502	2,056	2,071	1,936	2,418	27,468
夜間	件数	94	152	162	188	142	181	169	163	145	135	133	135	1,799
	人数	1,260	1,601	1,655	1,914	1,413	1,512	1,727	1,557	1,512	1,399	1,433	1,455	18,438
合計	件数	453	624	637	709	534	718	652	627	568	522	513	536	7,093
	人数	4,422	5,570	5,812	6,713	4,814	5,782	6,041	5,692	5,148	4,897	4,748	5,290	64,929



(2)施設別利用状況(交流コーナーの利用者を除く)

	午前		午後		夜間		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
会議室	277	2,402	338	3,248	255	2,188	870	7,838
視聴覚室	291	4,046	464	6,719	171	3,756	926	14,521
第1研修室	269	2,451	357	3,387	242	2,945	868	8,783
第2研修室	210	1,762	302	2,613	181	1,676	693	6,051
第3研修室	238	2,203	294	2,563	183	1,854	715	6,620
和室(小)	233	992	332	1,734	183	951	748	3,677
和室(大)	297	2,036	280	1,894	205	1,439	782	5,369
録音室	253	1,263	392	1,954	223	1,003	868	4,220
保育室	222	1,868	245	3,356	156	2,626	623	7,850
合計	2,290	19,023	3,004	27,468	1,799	18,438	7,093	64,929



(3)付帯設備利用状況

設備	件数
ピアノ	480
ビデオプロジェクター	325

(4)その他

①交流コーナー

個人、団体、自主活動グループ相互の交流の場として、交流コーナーを設置。
誰もが気軽に自由に利用できるロビー的なスペースで会議・学習・懇談等に利用可能。
令和7年度利用人数 17,106人

②貸出ロッカー

96団体分のロッカーを設置し、登録団体に貸出しを実施。(1年毎に更新)
令和7年度利用団体数 79団体(公用利用4団体を含む)

③掲示設備

情報提供、情報交換に活用。

Ⅲ 相談事業

1 事業内容

気軽に安心して相談できる場として、各種相談事業を実施している。

相談名		相談日	相談時間
	総合相談	毎 日	午前9時～午後7時 (祝休日は午後5時まで)
	男性のための相談	第二火曜日	午後3時～午後7時
	性的マイノリティに関する相談	第三土曜日	午前9時～午後5時
専 門 相 談 【 予 約 制 】	心の相談	月～土曜日	午前10時～午後7時 (祝休日は午後5時まで)
	配偶者等の暴力(DV)に対する 専門相談	月曜日	午前9時～午後5時
		水曜日・金曜日 (第一金曜日を除く)	午前10時～午後7時 (祝休日は午後5時まで)
		第一金曜日 (練馬区区民相談所で実施) (祝休日を除く)	午前9時～午後5時
	法律相談 ※法律相談の予約は、相談日の 一週間前の午前9時から受付	土曜日 (祝休日を除く)	午後1時～午後4時 (1人30分間)

(いずれも年末年始・休館日を除く)



【配偶者暴力相談支援センターの役割】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、区市町村は配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう求められています。

法に定める業務として、配偶者からの暴力の被害者に対する「相談」「カウンセリング」「一時保護」「自立支援」「保護命令援助」などがあります。区では、これらの業務を人権・男女共同参画課と総合福祉事務所を中心に関係各所と連携して取り組んでいます。

このうち、男女共同参画センターえーるでは、「配偶者等の暴力(DV)に対する専門相談」として被害者のカウンセリングを行っています。



2 相談実績

(1) 総合相談件数

相談名	件数
総合相談	5,252
男性のための相談	13
性的マイノリティに関する相談	13
合 計	5,278

相談内容	来所	電話	文書	合計
人権・身の上	20	3,273	0	3,293
暴力	19	109	0	128
婚姻	0	0	0	0
離婚	1	16	0	17
子育て(就学前)	0	0	0	0
児童	0	0	0	0
教育	0	1	0	1
就職・転業	0	8	0	8
職場・労働	0	33	0	33
ハラスメント	0	2	0	2
性的マイノリティ	6	12	0	18
健康問題	0	10	0	10
福祉・介護	0	4	0	4
国保・年金・税務	0	1	0	1
戸籍住民登録	0	2	0	2
相続	0	4	0	4
金銭・保証	0	5	0	5
住まい	0	14	0	14
交通事故	0	1	0	1
その他の相談	0	0	0	0
予約(変更)受付	13	1,337	0	1,350
雑件	3	384	0	387
合 計	62	5,216	0	5,278

(2)心の相談件数

相談の内容		面接		電話		計		合計
		女	男	女	男	女	男	
自分自身の問題	生き方	42	4	0	0	42	4	46
	心理	9	1	0	0	9	1	10
	進路	4	0	0	0	4	0	4
	その他	0	0	0	0	0	0	0
人間関係	夫婦関係	101	26	0	0	101	26	127
	親子関係	48	0	0	0	48	0	48
	嫁姑関係	0	0	0	0	0	0	0
	家族関係	62	3	0	0	62	3	65
	親族関係	6	0	0	0	6	0	6
	近隣関係	0	0	0	0	0	0	0
	職場関係	16	15	0	0	16	15	31
	友人関係	0	1	0	0	0	1	1
	男女関係	4	0	0	0	4	0	4
	総合的な関係	0	0	0	0	0	0	0
教育	教育問題	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	0	0	0	1	0	1
健康	身体の病気	0	0	0	0	0	0	0
	精神の病気	0	0	0	0	0	0	0
	心身の病気	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
合 計		293	50	0	0	293	50	343
実人数		210	39	0	0	210	39	249

(3)配偶者等の暴力(DV)に対する専門相談件数

相談内容	来所	電話	文書	合計
配偶者からの暴力	216	6	0	222
元配偶者からの暴力	0	0	0	0
生活の本拠を共にする(した)交際相手からの暴力	1	0	0	1
交際相手からの暴力(デートDV)	0	0	0	0
子どもからの暴力	0	0	0	0
その他からの暴力	0	0	0	0
合 計	217	6	0	223

(4)法律相談件数

相談内容	合計
土地・家屋	19
借地・借家	22
相隣関係	12
相続・遺言	136
金銭(サラ金)	18
契約不履行	17
損害賠償	16
商事	1
夫婦関係・離婚	42
男女関係	7
親子関係	5
労働	13
登記	0
人権	1
刑事・少年	1
交通事故	6
その他	42
合計	358

※女性215人、男性143人

IV 男女共同参画に関する調査・研究、資料収集、情報提供事業等

1 事業内容

図書・資料室を設置し、男女共同参画の推進に関する学習・研究活動に必要な資料の収集・整理、情報提供等を行っています。

図書・資料室には、閲覧席(9席)、児童書コーナーを設け、自由に利用可能です。

- ① 男女共同参画の推進に関する図書・資料の収集、整理および貸し出し
- ② 区・都・国の男女共同参画に関する行政資料および女性団体・住民団体・自主グループ等の資料収集
- ③ 男女共同参画の推進に係る学習に関する図書案内および読書相談
- ④ 男女共同参画の推進に関する調査研究・啓発(パネル展示)
- ⑤ 男女共同参画の推進に関する、新聞記事の切り抜きを図書・資料室に掲示
- ⑥ 情報ライブラリーニュース「すてっぷ+」の発行(年6回)
- ⑦ 保育付きブックタイム事業
- ⑧ 検索性タブレット端末の貸し出し(就活応援コーナー併用)

2 図書・資料室案内

(1) 開室日・時間

開 室 日	休館日を除く毎日
開室時間	午前9時～午後9時30分※

※男女共同参画の推進に係る図書案内・読書相談は午後5時まで

(2) 貸出利用

貸出対象	区内在住・在勤・在学者
登 録	登録の有効期限は5年
貸出点数	6冊以内
貸出期間	4週間以内

(3) 蔵書数(令和8年3月31日現在)

一般図書	12,934冊
児 童 書	760冊
行政資料	1,669冊
団体資料	490種 (逐次刊行物、女性関係新聞を含む)
雑 誌	14誌

(4) 一般図書蔵書構成

分 類	総 記	心 理	歴 史	社会学	自然科学	生 活	産 業	芸 術	言 葉	文 学	合 計
冊 数	118	537	1,015	5,013	717	672	123	580	155	4,004	12,934
構成割合	0.9%	4.2%	7.8%	38.8%	5.5%	5.2%	1.0%	4.5%	1.2%	31.0%	100%

3 図書・資料室利用状況

(1)登録者数(令和8年3月31日現在)

合計 940人 (令和7年度登録者 166人)

(2)貸出冊数

総数 7,180冊

(3)月別貸出冊数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冊数	558	633	543	598	594	668	666	644	585	584	483	624

(4)リクエスト処理状況

受付件数 368件

(5)レファレンス状況

受付件数 52件

(6)検索用タブレット利用状況

利用件数 40件

4 情報提供

(1)情報ライブラリーニュース「すてっぷ+」の発行

新着図書等の紹介 年6回発行 各60部

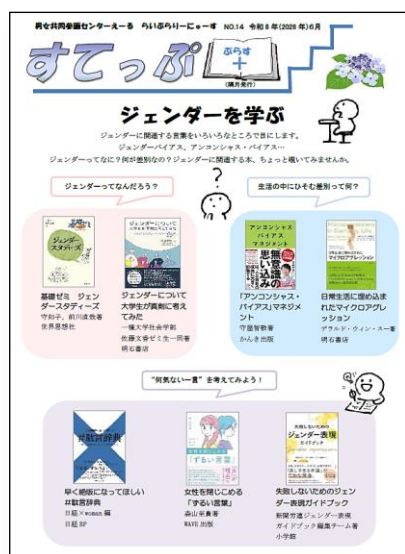
(2)「男女共同参画センターえーるだより」の発行 ※指定管理者発行

年4回発行 各2,500部

(3)デートDV防止リーフレット「もしかして…デートDV？」 ※指定管理者発行

デートDV防止の啓発資料です。毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて実施する「えーるスクエア」や区立中学校向けデートDV防止出前講座で配布しています。

情報ライブラリーニュース「すてっぷ+」



男女共同参画センターえーるだより



デートDV防止リーフレット「もしかして…デートDV？」



5 保育付きブックタイム事業

図書・資料室では、子育て中の保護者を対象に「保育付きブックタイム事業」を実施しています。子どもと家でずっと向き合っていると、ゆっくり本を読む時間もない、ひとりの時間が欲しいといった保護者の声に応えるため、保育者が子どもたちを保育している時間に、図書室でゆっくりと読書する時間を提供する事業です。

実施日時	参加人数	
	保護者	子ども
4月16日(水) 10時～12時	5	6
5月21日(水) 10時～12時	4	6
6月18日(水) 10時～12時	3	4
7月16日(水) 10時～12時	3	5
8月20日(水) 10時～12時	4	6
9月17日(水) 10時～12時	5	6
10月15日(水) 10時～12時	5	6
11月19日(水) 10時～12時	4	4
12月19日(金) 10時～12時	6	6
1月21日(水) 10時～12時	6	7
2月18日(水) 10時～12時	5	5
3月18日(水) 10時～12時	5	6
合計	55	67

上記のほか、保育付きブックタイム事業は、区立図書館でも実施しています。

令和7年度は、区立図書館12館で14回実施し、141人(保護者68人、子ども73人)の参加がありました。

※本条例は、令和 7 年 6 月 25 日付にて一部改正（令和 8 年 7 月 1 日施行）しましたが、令和 7 年度実績に合わせ、下記には改正前の条例を掲載しています。

○練馬区立男女共同参画センター条例

昭和 61 年 12 月 12 日

条例第 47 号

注 平成 17 年 7 月から改正経過を注記した。

（目的）

第 1 条 この条例は、練馬区立男女共同参画センター(以下「センター」という。)の設置、管理、運営および利用について必要な事項を定めることにより、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（平 22 条例 10・全改）

（名称および位置）

第 2 条 センターの名称および位置は、つぎのとおりとする。

名称	位置
練馬区立男女共同参画センター	東京都練馬区石神井町八丁目 1 番 10 号

（平 22 条例 10・一部改正）

（運営）

第 3 条 区長は、センターの運営に当たっては区民の参加を積極的に進め、民主的に行うものとする。

（事業）

第 4 条 センターは、第 1 条の目的を達成するため、つぎに掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に係る学習の機会および場の提供に関する事業
- (2) 男女共同参画の推進に係る団体および個人の相互交流の機会および場の提供に関する事業
- (3) 女性に係る相談その他の男女共同参画に係る相談に関する事業
- (4) 前 3 号に掲げる事業に係る調査・研究ならびに情報の収集および提供に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

（平 22 条例 10・一部改正）

（施設）

第 5 条 センターに、つぎの各号に掲げる施設を設ける。

- (1) 研修室
- (2) 視聴覚室
- (3) 録音室
- (4) 会議室
- (5) 和室
- (6) 保育室
- (7) 図書・資料室
- (8) 相談室
- (9) 連絡交流室
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設

（休館日）

第 6 条 センターの休館日は、1 月 1 日から同月 3 日までおよび 12 月 29 日から同月 31 日までとする。ただし、区長は、特に必要があると認めたときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

（平 17 条例 44・一部改正）

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 区長は、特に必要があると認めたときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(利用者の範囲)

第8条 センターを利用できる者の範囲は、つぎのとおりとする。

- (1) 練馬区(以下「区」という。)の区域内に住所を有する者
- (2) 区の区域内に存する事務所または事業所に勤務する者
- (3) 区の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 前3号に規定する者を主な構成員とする団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、センターの管理運営に支障がなく、区長が認める者

(利用の手続等)

第9条 センターの施設および備付器具(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、練馬区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める施設を利用する場合は、この限りでない。

2 区長は、前項の承認に際し、必要な条件を付けることができる。

(利用の不承認)

第10条 区長は、つぎの各号の一に該当するときは、前条第1項の利用の承認をしない。

- (1) 第16条第1項各号に規定する禁止行為をするおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めたとき。

(使用料)

第11条 センターの施設の使用料は、別表のとおりとする。

2 センターの備付器具の使用料は、1利用単位につき1,000円の範囲内で規則で定める。

3 第9条の規定により利用の承認を受けた者は、前2項に規定する使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 区長は、特に必要があると認めたときは、前条第1項または第2項に規定する使用料を減額し、または免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めたときは、その全部または一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用の承認を受けた者は、利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第15条 区長は、つぎの各号の一に該当するときは、利用の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止することができる。

- (1) 利用の目的または条件に違反したとき。
- (2) この条例または区長の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の理由により施設等の利用ができなくなったとき。
- (4) 前3項に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。

(禁止行為)

第16条 センターの施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、センター内においてつぎの行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を害する行為
- (2) 営利を目的とする行為
- (3) この条例または区長の指示に違反する行為

2 区長は、センターに入館した者が前項各号に規定する行為を行ったときは、その者に対して、必要な措置をとることができる。

(原状回復の義務)

第 17 条 利用者は、センターの施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第 15 条の規定により承認を取り消され、または利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第 18 条 利用者は、センターの施設等を損傷し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、または免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 19 条 区長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理を行わせるものとする。

(平 17 条例 44・追加)

(業務の範囲)

第 20 条 センターの指定管理者は、つぎに掲げる業務を行う。

- (1) 第 4 条第 1 号および第 2 号に規定する事業に関する業務
- (2) 第 9 条に規定する利用の承認および第 10 条に規定する利用の不承認に関する業務
- (3) 第 15 条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- (4) センターの施設、付属設備および物品の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

(平 17 条例 44・追加、平 23 条例 23・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第 21 条 第 19 条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

(平 17 条例 44・追加)

第 22 条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、つぎに掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者の候補として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) センターの運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) センターの設置の目的を効果的に達成することができるものであること。
- (3) センターの施設、付属設備および物品の適切な維持管理を行うことができるものであること。
- (4) センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (5) センターの管理を安定して行うための物的能力および人的能力を有していること。

2 区長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。

(平 17 条例 44・追加)

(管理の基準)

第 23 条 指定管理者は、つぎに掲げる基準により、センターの管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正な施設運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設、付属設備および物品の維持管理を適切に行うこと。

(平 17 条例 44・追加)

(利用料金)

第 24 条 指定管理者は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として利用者から収受することができる。

2 前項の規定により指定管理者が収受することができる利用料金の額は、第 11 条第 1 項および第 2 項に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、区長が別に定める基準に従い、収受する利用料金の額を減額し、または免除することができる。

4 指定管理者は、区長が別に定める基準に従い、収受した利用料金の全部または一部を還付することができる。

(平 17 条例 44・追加)

(委任)

第 25 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平 17 条例 44・旧第 19 条繰下)

付 則

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条から第 15 条までおよび第 19 条の規定は、昭和 62 年 2 月 1 日から施行する。

付 則(平成 3 年 3 月条例第 9 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 5 年 3 月条例第 14 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 9 年 3 月条例第 9 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立練馬女性センター条例別表に規定する使用料については、平成 9 年 7 月 1 日以後の利用に係る分について適用し、同年 6 月 30 日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則(平成 11 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年 3 月条例第 8 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立練馬女性センター条例の規定は、平成 14 年 7 月 1 日以後の利用について適用し、同年 6 月 30 日以前の利用については、なお従前の例による。

付 則(平成 17 年 7 月条例第 44 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年 3 月条例第 10 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 6 月条例第 23 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 27 年 10 月条例第 50 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立男女共同参画センター条例別表の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

別表(第 11 条関係)

(平 27 条例 50 ・ 一部改正)

利用単位		午前	午後	夜間
施設		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで
第 1 研修室		1, 200 円	1, 600 円	1, 400 円
第 2 研修室		1, 200 円	1, 600 円	1, 400 円
第 3 研修室		1, 200 円	1, 600 円	1, 400 円
視聴覚室		3, 300 円	4, 400 円	3, 900 円
録音室		600 円	800 円	700 円
会議室		1, 800 円	2, 400 円	2, 100 円
和室	大	1, 200 円	1, 600 円	1, 400 円
	小	600 円	800 円	700 円
保育室		900 円	1, 200 円	1, 100 円

備考

- 1 保育室を保育施設以外として利用する場合の使用料は、午前にあつては 2, 100 円、午後にあつては 2, 800 円、夜間にあつては 2, 500 円とする。
- 2 この表に掲げる施設については、規則で定める場合において、午前 9 時から午後 9 時までの間にあつては 1 時間単位、午後 9 時から午後 9 時 30 分までの間にあつては 30 分単位で利用することができる。
- 3 前項の場合における使用料は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。)とする。
 - (1) 午前 9 時から正午までの間で 1 時間単位で利用する場合 午前の利用単位の規定使用料の 1 時間単位に相当する額
 - (2) 正午から午後 6 時までの間で 1 時間単位で利用する場合 午後の利用単位の規定使用料の 1 時間単位に相当する額
 - (3) 午後 6 時から午後 9 時までの間で 1 時間単位で利用する場合 夜間の利用単位の規定使用料の 1 時間単位に相当する額
 - (4) 午後 9 時から午後 9 時 30 分までの間で 30 分単位で利用する場合 夜間の利用単位の規定使用料の 30 分単位に相当する額

※本要綱は、令和8年3月13日付にて一部改正（令和8年7月1日施行）しましたが、令和7年度実績に合わせ、下記には改正前の要綱を掲載しています。

練馬区立男女共同参画センター運営委員会設置要綱

昭和63年 5 月 27 日

練区活発第4021号

（目的および設置）

第1条 練馬区立男女共同参画センター条例（昭和61年12月練馬区条例第47号。以下「条例」という。）第4条に規定する事業の円滑な推進を図るため、練馬区立男女共同参画センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、つぎに掲げる事項について意見をとりまとめ、総務部人権・男女共同参画課長へ報告するものとする。

- (1) 練馬区立男女共同参画センター（以下「センター」という。）の施設の利用および運営に関すること。
- (2) 事業の計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

（構成）

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長および副委員長は、第3項に定める委員の中から互選により選出する。
- 3 委員は、つぎに掲げる者の中から区長が委嘱した者20名程度をもって構成する。
 - (1) 学識経験者 4名程度
 - (2) センターが所在する地域での活動を行う者 1名程度
 - (3) 一般公募による者 15名程度

（委員長および副委員長の職務）

第4条 委員長は、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（任期）

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項により再任される委員の再任については、通算して3期を限度とする。

（招集）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

（意見等の聴取）

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、資料の提出を求め、意見の聴取等を行うことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、条例第19条に規定する指定管理者が処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営につき、必要な事項は総務部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に委員として委嘱されている者については、第5条第1項の規定により選任されたものとみなし、その再任限度は第5条第2項の規定にかかわらず従前の例による。

付 則（平成18年3月29日17練総人第609号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月19日21練総人第657号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月19日23練総人第545号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（令和2年4月1日2練総人第153号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年2月3日3練総人第396号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和6年3月6日5練総人第349号）

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

男女共同参画センター運営委員会開催状況

【構成】

19 期 15 名 (学識経験者3名、地域活動1名、公募 11 名)

※令和8年3月 31 日現在

【任期】

1期2年

※19 期は令和6年7月～令和8年6月

【開催】

年4回

期	開催年月日	議 題
第 19 期	令和7年4月 23 日	(1)令和7年度職員体制について (2)事業について (3)令和6年度利用者アンケート結果について
	令和7年7月 14 日	(1)えーるフェスティバルについて
	令和7年 10 月 7 日	(1)令和7年度実施事業報告について (2)令和8年度区民企画講座について
	令和8年1月 16 日	(1)令和8年度事業について (2)令和8年度区民企画講座について (3)令和7年度事業実施状況について (4)管理運営状況評価について (5)利用者アンケートの実施について

男女共同参画センターえーる事業概要(令和7年度事業実績)
令和8年(2026年)8月発行

編集・発行 練馬区総務部人権・男女共同参画課

〒176-0012 練馬区豊玉北6-3-1 練馬区役所北庁舎4階
TEL 03-5984-4518 FAX 03-3948-2013
